

⚡ 高圧及び特別高圧 ⚡

電気料金高騰対策支援金のご案内

電気料金の値上げにより、事業活動に多大な影響を受けている事業者に対し、
令和5年4月又は5月分の1か月の電気料金の一部を支援します！

高圧とは

電力会社と契約している電圧が
6kV (6,000V) の方

※電気事業法上は、直流で750V、交流で300Vを超え、7kV以下の電圧を高圧と定義していますが、一般的な高圧契約は6kVとなります。

高圧で受電している施設は…

- 自社で受変電設備（キュービクル）を設置している
- 電気主任技術者を配置（または委託）し、定期的にキュービクルの保安点検を実施している



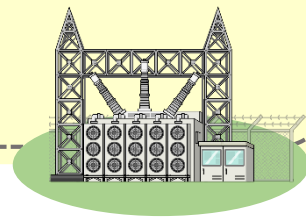
特別高圧とは

電力会社と契約している電圧が
20kV (20,000V) 以上の方

※電気事業法上は、7kV以上の電圧を特別高圧と定義しています。
※契約先の電力会社によっては、30kV・60kVなどの場合もあります。

特別高圧で受電している施設は…

- 自社で特別高圧受変電設備を設置している
- 電気主任技術者を配置（または委託）し、定期的に特別高圧受変電設備の保安点検を実施している



※契約内容が不明な場合は、電力会社が発行する請求書をご確認ください。

1

支援
対象者

- ① 高圧又は特別高圧の電力を契約し、事業活動に使用している事業所*を市内に持つ法人又は個人事業者
- ② 高圧又は特別高圧の電力を契約している市内の事業所等に入居し、当該電力を使用して事業活動を行っている法人又は個人事業者（テナントなど）

*事業所とは、店舗・工場・事務所またはそれに準ずる事業用の施設をいいます。居住用のみの用途で使用している施設（賃貸マンションなど）は対象外です。

※市内に複数の事業所を持つ事業者の場合は、全ての事業所分を合算して申請することができます。

※テナントを含む事業所（ショッピングモール等の複合施設）の場合は、原則、電力の契約者が取りまとめて申請してください。

契約先は
新電力会社
でもOK!

テナントの取扱いについては、必ず『申請の手引き』をご確認ください。

2

支援金額

令和5年4月又は5月の
1か月分の電気使用量

× 1.5円/kWh

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨て

1事業者あたりの上限

100万円

【例】令和5年4月分の使用量が123,456kWhの場合の支援金額

123,456kWh × 1.5円 = 185,154円 → 185,000円

※支援金額が1,000円に満たない場合は、一律1,000円とします。

対象者の詳細な条件や申請方法、提出書類などは、裏面をご確認ください ▶▶▶

対象者要件

- (1) 電力会社との間に高圧又は特別高圧の電力需給契約を締結している事業所等又は当該事業所等との賃貸借契約等に基づき電力を使用している事業所等が市内にあること。
- (2) (1)の事業所等において交付申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業を継続する意向がある法人又は個人事業者であること。ただし、法人税法（昭和22年法律第28号）第2条の5に規定する公共法人は除く。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の17で規定する電気事業者でないこと。
- (4) 納期の到来した市税の滞納がないこと。※分割納付している場合や徴収猶予申請を行っている場合等は別途ご相談ください。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (6) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
- (8) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業を行う者でないこと。

申請方法

※テナントを含む申請の場合は、通常の申請書とは様式や必要書類が異なりますので、「申請の手引き」をご確認ください。

「支援金交付申請書兼誓約書」に次の書類を添えて、**原則、郵送で提出**してください。

- (1) 申請日から3か月以内に発行された履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）
- (2) 直近の所得税確定申告書の写し（個人事業者の場合のみ）
- (3) 電力会社発行の請求書等、次の6項目が確認できる書類（web明細を印刷したものも可）
 - 支援対象月の電力の使用量（kWh）
 - 電力の契約者
 - 電気料金の請求先（宛名）
 - 請求月（令和5年4月分または5月分であること）
 - 契約の種類（高圧か特別高圧）
 - 電力を使用している場所（需要場所）
- (4) 支援金振込先口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード、通帳アプリ画面のコピー等）
- (5) その他市長が必要と認める書類

申請書類や申請の手引きは、市ホームページからダウンロード可能です。印刷環境がない場合など、紙媒体の資料の郵送を希望する場合は、資料請求フォームからお申込みください。



※申請書類は、市役所本庁舎等でも配布しています。

Q & A

※より詳細なQ & Aは、市ホームページまたは「申請の手引き」をご覧ください。

自社の契約の種類（低圧・高圧・特別高圧）が分からない場合は、どのように確認すればよいですか。



電力会社から発行される請求書に、契約種別や契約電圧が記載されている場合が多いので、まずは請求書をご確認ください。請求書に記載がない場合は、契約先の電力会社に直接お問い合わせをお願いいたします。

同一事業者が経営する店舗が市内に複数あり、支店ごとに高圧電力を契約しています。各店舗から直接申請しても良いですか？



この支援金は、1事業者あたり100万円が上限となりますので、原則として事業者単位でまとめて1申請としてください。やむを得ず各店舗ごとに申請いただいた場合であっても、支援金額は、全店舗分の合算で最大100万円となります。

申請書の書き方や必要書類が分からない場合はどうしたらよいですか。



まずは「申請の手引き」をお読みください。その上でご不明点がある場合は、お電話でお問い合わせいただくか、市役所2階に開設する「申請サポート窓口」にお越しください。

お問い合わせ先

苫小牧市 産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課

市HP ▶

TEL：0144-84-7565

（土日・祝日を除く平日の9：00～17：15）

申請書
郵送先

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 2階

工業・雇用振興課（電気料金支援担当窓口宛）



※市役所本庁舎2階（納税課向かい）に申請サポート窓口を開設しています（期間：6/1～11/30）